

# 三井住友銀行の電子記録債権サービス ～ でんさいネットと独自の記録機関 ～

2013年4月24日

Information Only



三井住友銀行

アセットファイナンス営業部

LEAD THE VALUE

## 1. 電子記録債権に対する取り組み状況

### これまでの動き

- 2007年6月 電子記録債権法公布
- 2008年12月 電子記録債権法施行
- 2009年4月 SMBC電子債権記録株式会社設立（三井住友銀行100%出資）
- 2010年7月 SMBC電子債権記録株式会社開業（金融庁・法務省の指定）
- 2013年2月 SMBCでんさいネット取扱開始（各金融機関共通）

### SMBC電子債権記録の取扱業務

- 一括ファクタリングに関する電子記録
- 金銭債権流動化(売掛債権・貸付債権等)に関する電子記録

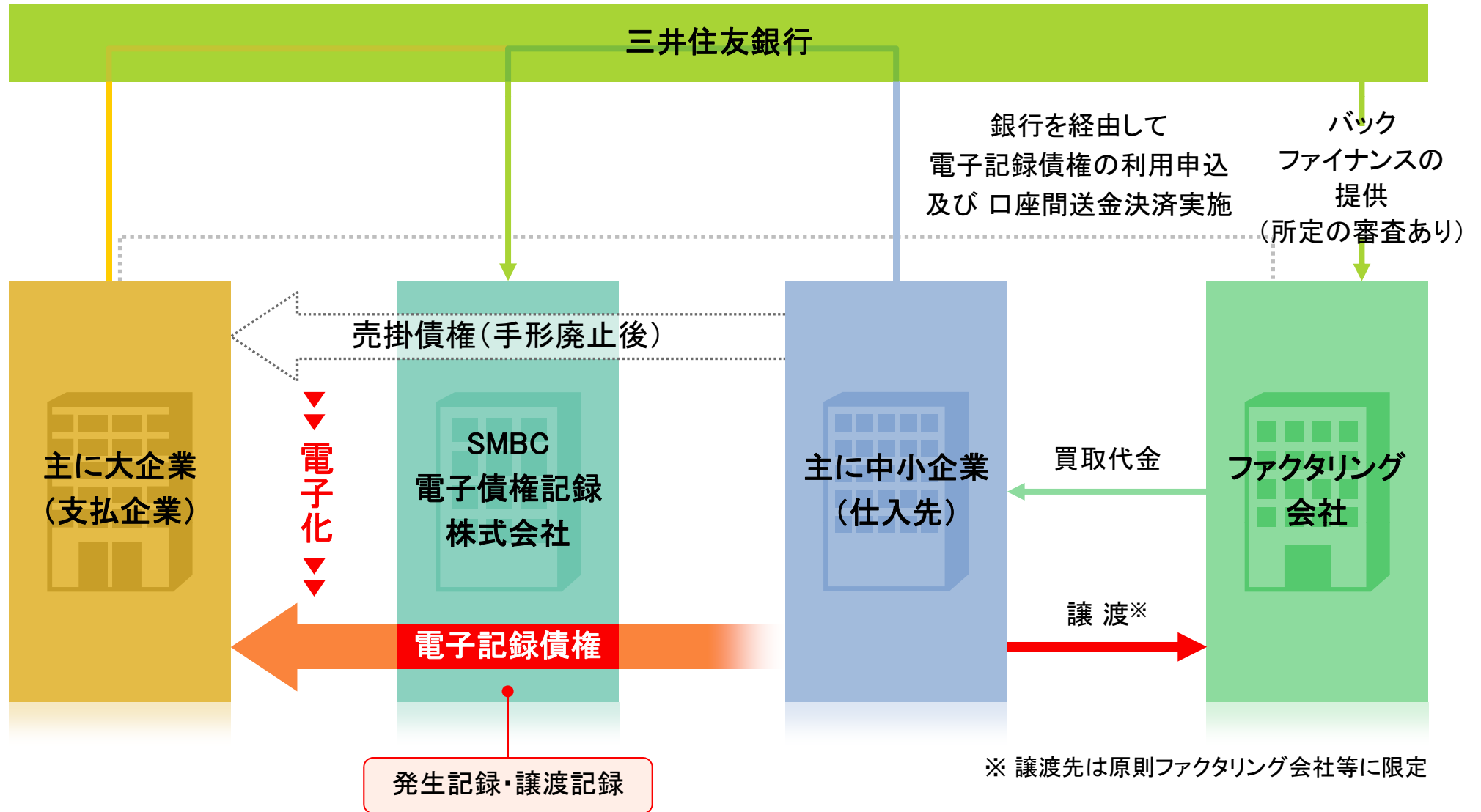
(本人確認等一部業務は三井住友銀行に委託)

## 2. 電子記録債権関連の資金調達手法

	でんさい流動化	でんさい割引・でんさい譲渡担保
対象企業	株式を公開している大企業および中堅企業が中心	でんさいを保有する企業
顧客ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オフバランス</li> <li>・有利な資金調達</li> <li>・資金調達手法の多様化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手形割引に代わる資金調達</li> <li>・手形譲渡担保借入れに代わる資金調達</li> </ul>
リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 債務者の信用リスク</li> <li>● 対象債権が多数のプール型の場合、個々の債務者のリスクをプール全体で計量化（優先・劣後の組成）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 割引 債務者および債権者の信用リスク</li> <li>● 担保 借入人および担保債権の債務者の信用リスク</li> </ul>
スキーム		
取扱開始	2013年2月	2013年2月

※ でんさいネットについては、プレスリリースほか、各種公表資料を基に作成

### 3. 電子記録債権版一括ファクタリング



## 4. 利用者のニーズ

支払サイドの合理化を起点とした利用者ニーズについては以下の通り整理できる

支払企業 ニーズ	<ul style="list-style-type: none"><li>● 手形支払を廃止したい (支払事務合理化、印紙代の削減)</li><li>● 参加する仕入先にメリットがある資金調達手段を提供したい</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 手形支払を廃止したい (支払事務合理化、印紙代の削減)</li><li>● 参加する仕入先に資金調達手段のみならず、裏書譲渡(回し手形)手段も提供したい</li></ul>
仕入先 ニーズ	<ul style="list-style-type: none"><li>● 支払企業の信用力を生かした資金調達ニーズ (資金調達できれば銀行には拘らない)</li><li>● 資金調達の手間をなくしたい (借入れ、手形割引の事務手続きが面倒)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 裏書譲渡ニーズ (自分の取引先に対する支払に充当したい)</li><li>● 取引銀行への譲渡ニーズ (金利は手形割引と同程度であればよい)</li></ul>

資金調達機能が備わっている  
電子記録債権版一括ファクタリングが  
支払企業・仕入先双方のニーズに合致

譲渡先を幅広く選択できる  
でんさいネットの電子手形が  
支払企業・仕入先双方のニーズに合致

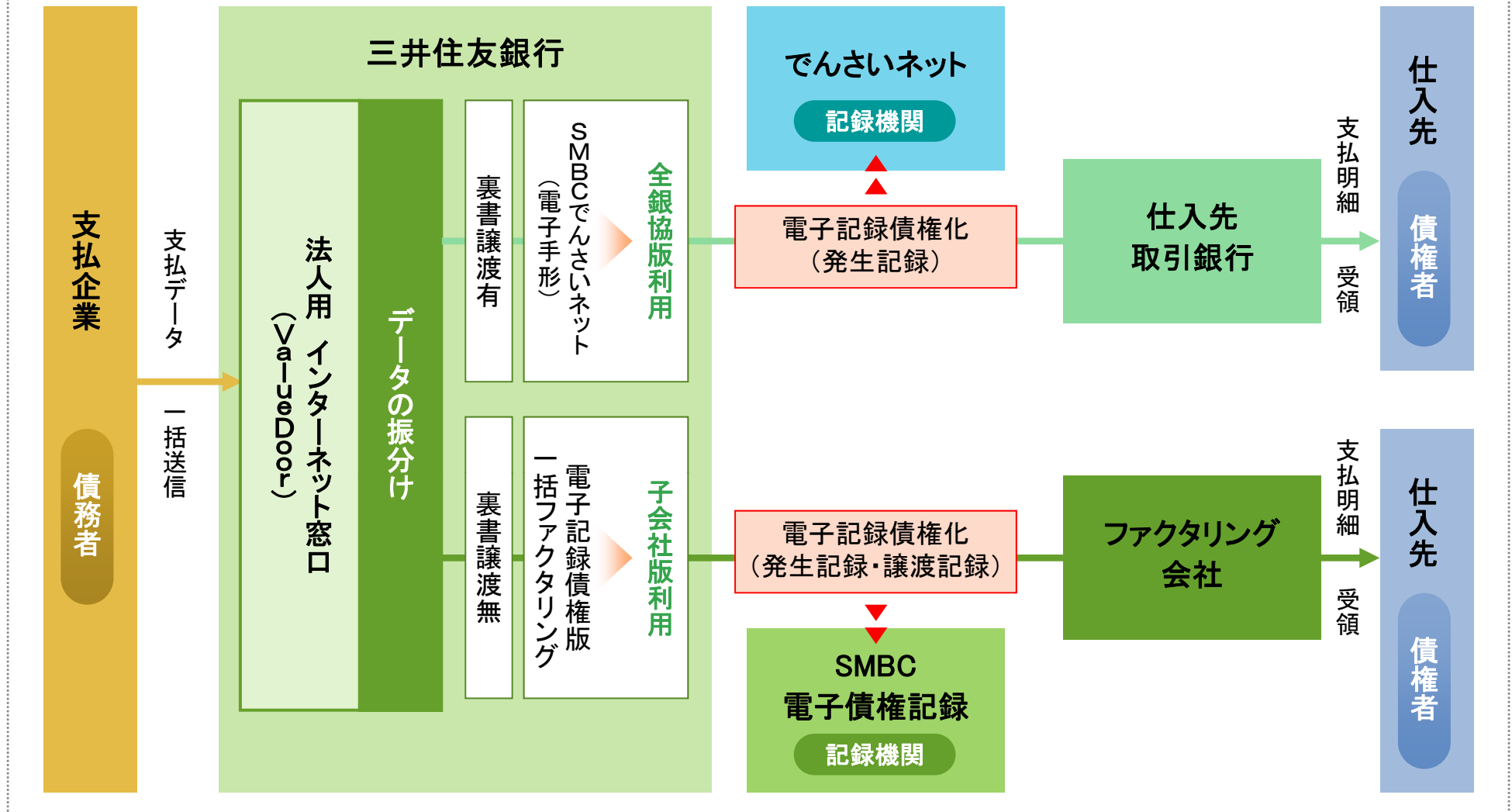
## 5. 独自サービスとでんさいネットの違い

	当行の独自サービス	でんさいネット
位置付け	三井住友銀行独自サービスの決済ファイナンス基盤	手形代替の社会インフラ
運営役割	三井住友銀行子会社として独自の業務規程に基づき運営、三井住友銀行をアレンジャーとしてファクタリング会社が電子記録債権を買い取り	全銀協傘下の運営会社が全参加行共通のルール、業務規程に基づき運営、全参加行を窓口とする間接アクセス方式により電子記録
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括ファクタリングに関する電子記録</li> <li>想定利用者は、債務者は主に大企業、債権者は当該大企業傘下の中小企業等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手形的利用における電子記録（不渡類似ルールや他行間決済等の社会基盤も具備）</li> <li>想定利用者は、一般の法人・個人事業者</li> </ul>
スキーム		
営業開始	2010年7月	2013年2月

※ でんさいネットについては、プレスリリースほか、各種公表資料を基に作成

## 6. でんさいネットと独自サービスのワンストップ化

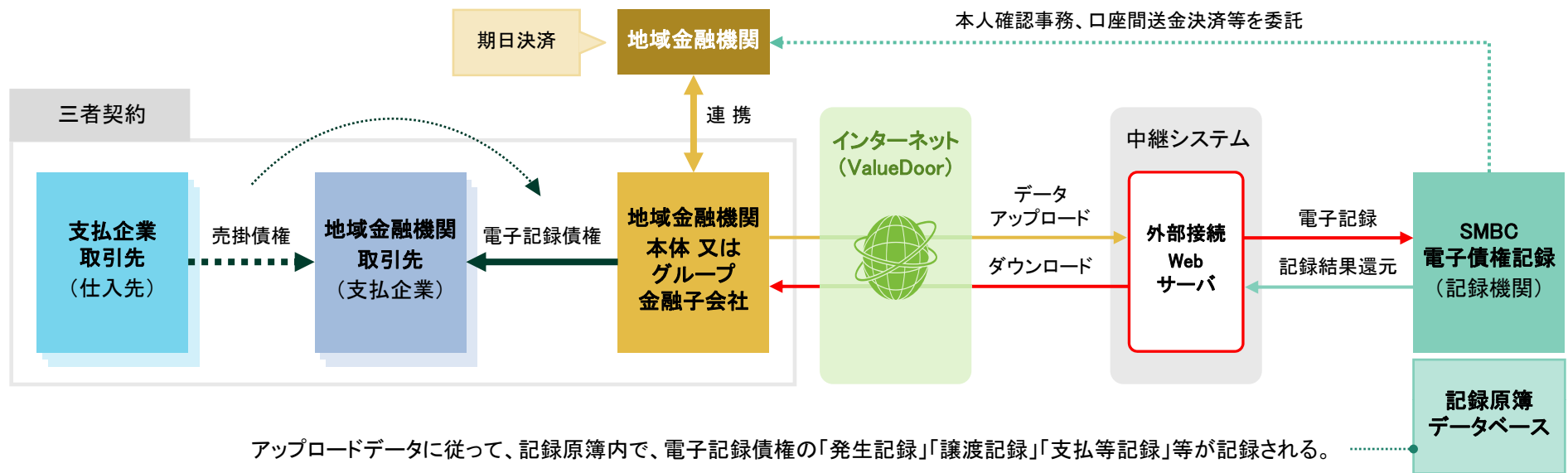
一括ファクタリングおよびでんさいネット(電子手形)支払データ処理のワンストップ化を実現



## 7.地域金融機関向け電子債権記録機関の機能提供

### (1) 外部受付方式

<既に一括ファクタリングを導入している金融機関向け>  
当行電子債権記録機関と地域金融機関(グループ金融子会社)とが提携し、  
電子記録債権の記録機能のみを利用するサービス





## 7.地域金融機関向け電子債権記録機関の機能提供

### (2) 業務受託方式

＜現在一括ファクタリングを導入していない金融機関向け＞  
 SMBCが企業に対して提供する電子記録債権版一括ファクタリングのシステムを  
 地域金融機関(又はグループファイナンス会社)が利用し、一括ファクタリングシステム  
 並びに電子記録債権の記録機能を利用するサービス

